

地域防災計画 県内の国、市町、公共機関等の処理すべき事務・業務等を広く定め、それらの総合的運営を図るもの。

県独自の主な修正

01 安否不明者等の氏名等の公表

安否不明者等の氏名等の原則公表を明確化

02 R5県新規事業の反映

- 女性消防団の活性化支援
- 創造的復興の理念を活かした国際防災の推進（ウクライナ支援 等）

国・関係機関による主な修正

03 盛土規制法の改正

危険な盛土等を規制する区域の指定を推進

04 所有者不明土地法の改正

所有者不明土地を活用する対象事業に備蓄倉庫等の公益性の高い事業を追加

05 長周期地震動に係る情報伝達

緊急地震速報への追加を反映

06 災害ケースマネジメントの推進

07 障害者への情報伝達

障害者への情報伝達体制の整備等を推進

08 デジタル技術の活用

被災者支援業務のデジタル化等を推進

09 的確な気象情報の提供

01 安否不明者等の氏名等の公表

- 令和5年3月24日に内閣府より「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」が示され、また令和5年4月1日に改正個人情報保護法が施行されたことを踏まえ、県の氏名公表方針の改定に伴う修正。

【公表方針】 原則公表とする。

【公表内容】 氏名（フリガナ）、住所（町名又は大字まで）、年齢又は年代、性別、被災日時、被災場所、被災状況を基本とする。

修正案

[新旧:風3-16、地3-6]

安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

あわせて、県は、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について市町等と連携の上、あらかじめ方針等を定める。

02 R5県新規事業の反映

- 女性消防団員の確保に向けた環境整備を推進。

【女性消防団支援助成事業概要】

女性消防団員が中心となり実施する新たな女性消防団員加入促進イベント等先進的な取組に要する経費を支援。



訓練の様子

修正案

[新旧:風2-14、地2-13]

女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備への支援

- 創造的復興の理念を活かした国際防災協力を推進

【「創造的復興」の理念を活かしたウクライナ支援事業】

ウクライナを支援するため、阪神・淡路大震災からの「創造的復興」の理念を活かした提言を作成。

修正案

[新旧:地2-19]

県は、阪神・淡路大震災の復旧・復興の中で生まれた「創造的復興 (Build Back Better)」の理念を、国内のみならず世界に発信し、国際防災の推進を図ることとする。



▲ひょうごトルコ
友愛基金・調印式



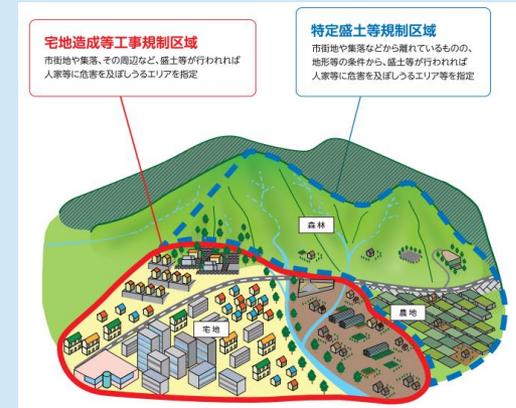
▲ウクライナ支援
プロジェクト

03 盛土規制法の改正

- 令和3年に熱海で起こった大雨による盛土の崩落に伴う、宅地造成等規制法の抜本改正（R5.5.26施行）を反映。

【法改正の概要】

- ・ 盛土等に伴う災害から人命を守るために都道府県は規制区域（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域）を指定できるように
- ・ 規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ関係市町村の意見を聞いた上で決定



▲ 盛土規制法パンフレット
国交省HPより

修正案

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域の指定

[新旧:風2-15、地2-14]

県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を宅地造成等工事規制区域に、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じるおそれのある地域を特定盛土等規制区域に指定し、基礎調査の結果、必要と認めるときは区域の見直しを行うこととする。

また、宅地造成又は特定盛土等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあると見込まれる地域は、基礎調査において造成宅地防災区域の指定を検討することとする。

04 所有者不明土地法の改正

- 所有者不明土地が東日本大震災復旧・復興事業の妨げとなっていたことを契機に平成30年に所有者不明土地法が制定された。人口減少が進み、今後も引き続き所有者不明土地の増加が見込まれるため、令和4年11月1日に不明土地の利用円滑化等を盛り込んだ法改正を反映。

【法改正の概要】

所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」の対象に備蓄倉庫の整備等、利用の円滑化に関する規定を追加。



雑草が繁茂している空き地の例
「空き地等の新たな活用に関する検討会」資料より（国土交通省）



※イメージ



備蓄倉庫

[新旧:風2-17、地2-14]

修正案

また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。

05 長周期地震動に係る情報伝達

- 令和5年2月1日から気象庁が発表する緊急地震速報等の対象に長周期地震動が追加されたこと等を踏まえ修正。

【長周期地震動とは】

大規模地震の発生により起こる、周期の長いゆっくりとした大きな揺れのこと。震源から離れていても高層ビル等は影響を受け被害に繋がることもある。



長周期地震動階級（気象庁）

修正案

- 緊急地震速報の発令 [新旧:地3-5]
 気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。
- 地震及び津波に関する情報の発表 [新旧:地3-5,6-1]
 長周期地震動に関する観測情報の発表基準を震度3から震度1に引き下げ。

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。

06 災害ケースマネジメントの推進

国計画修正による修正

- 内閣府において、被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方針や支援の方向性に係る標準的な取組を示す災害ケースマネジメント実施の手引きが令和5年3月28日に公表されたことを踏まえ修正。

【災害ケースマネジメントとは】

災害ケースマネジメントは、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援するもの。

手引きでは、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」と定義している。

平成17年のハリケーン・カトリーナ(米)において実施され、日本でも平成28年鳥取中部地震等で取組んだ。



実施の手引き (R5.3内閣府)

修正案

[新旧:風4-1、地4-1]

地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備や制度の周知等に努める。

07 障害者への情報伝達

- 令和4年5月25日に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る政策の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ修正。

【法の概要】

- 障害者による情報の利用取得・意思疎通を推進し、共生社会の実現を図る。
- ・障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする。
- ・障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。

修正案

[新旧:風2-12、地2-10]

○緊急通報システムの整備（発信）

県、市町は、障害者に対して、緊急の通報を迅速かつ確実にを行うため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

○障害者への情報伝達体制の整備（受信）

県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

08 デジタル技術の活用

- 内閣府が令和4年度よりクラウド型被災者システムの運用を開始したことを踏まえ、被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用を推進。

【クラウド型被災者システムの概要】

住基情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、平時においては個別避難計画の作成機能等も備える。

修正案

○被災者支援業務のデジタル化

[新旧:風2-11、地2-10]

市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

[新旧:風3-15、地3-6]

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

○津波対策へのデジタル技術の活用

[新旧:地2-12]

県及び市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めることとする。



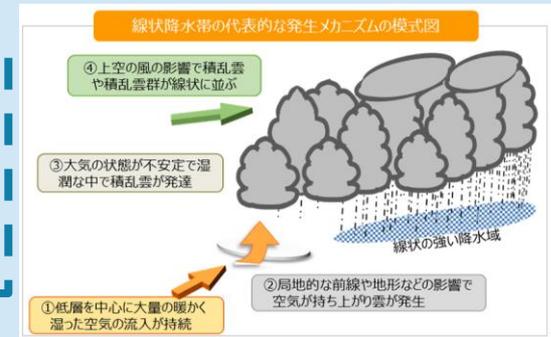
兵庫県CGハザードマップ

09 的確な気象情報の提供

- 令和5年5月25日より、「線状降水帯」による大雨が予測された場合に従来より前倒しして発表することに伴う修正。

【線状降水帯とは】

次々と発生する発達した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水をともなう雨域



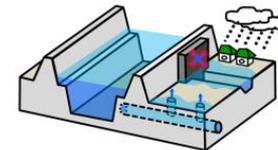
[新旧:風3-13]

修正案

線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。

- 湛水型内水氾濫に係る「流域雨量指数の予測値」の提供については、これまで中小河川のみを対象としていたが、今回、大河川にも対象を拡大。

湛水型の内水氾濫



[新旧:風3-13]

修正案

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。